

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年7月26日
【届出者の氏名又は名称】	J X金属株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
【電話番号】	03-6433-6000
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長 林 陽一
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	J X金属株式会社 (東京都港区虎ノ門二丁目10番4号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、J X金属株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、タツタ電線株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注8) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

公開買付者は、2024年7月26日付で、本公開買付けの成立の確度を高めるため、本公開買付けにおける対象者の株式の1株当たりの買付け等の価格を720円から780円に変更し、本公開買付けにおける買付け等の期間を2024年8月19日まで延長し、合計40営業日とすることを決定したことに伴い、2024年6月21日付で提出いたしました公開買付届出書(2024年7月19日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)及びその添付書類である2024年6月21日付公開買付開始公告(2024年7月19日付で行いました「公開買付条件等の変更の公告」により訂正された事項を含みます。)の記載事項の一部に訂正及び追加すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

また、買付け等の価格の変更及び期間の延長に伴い、公開買付届出書の添付書類である融資証明書に変更がありましたので、当該添付書類である融資証明書を差し替えるものです。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

(2) 買付け等の価格

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

届出日以後に借入れを予定している資金

□ 金融機関以外

買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

第5 対象者の状況

6 その他

公開買付届出書の添付書類

(1) 公開買付条件等の変更の公告

(2) 融資証明書

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第 1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

(前略)

なお、本公開買付けの条件(本公開買付価格(下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」で定義します。))を含みます。))については、2022年12月21日付公開買付者プレスリリース記載のものから変更ございません。

公開買付者は、2024年6月21日から本公開買付けを開始しておりますが、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況に鑑み、2024年7月19日、対象者の株主の皆様が本公開買付けへの応募について十分な検討を行うために必要な期間を確保できるよう、本公開買付けにおける買付け等の期間を2024年8月2日まで延長し、合計30営業日とすることを決定いたしました。

(中略)

その上で、対象者は、本特別委員会から提出された2022年12月20日付答申書及び2024年6月20日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討を行った結果、2024年6月20日においても、2022年12月21日時点における本公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断したことから、対象者は、2024年6月20日開催の対象者取締役会において、決議に参加した対象者取締役の全員の一致により、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

また、上記2022年12月21日及び2024年6月20日開催の対象者取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続により、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを企図していること、並びに対象者株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものとのことです。

(後略)

(訂正後)

(前略)

なお、本公開買付けの条件(本公開買付価格(下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」で定義します。以下同様です。))を含みます。))について、2022年12月21日付公開買付者プレスリリース記載のものから変更がございます。

公開買付者は、2024年6月21日から本公開買付けを開始しておりますが、2024年7月19日、対象者の株主の皆様が本公開買付けへの応募について十分な検討を行うために必要な期間を確保できるよう、本公開買付けにおける買付け等の期間を2024年8月2日まで延長し、合計30営業日とすることを決定いたしました。

その後、公開買付者は、2024年7月26日、本公開買付けの成立の確度を高めるため、対象者が2024年7月26日付で公表した「2025年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者第1四半期決算短信」といいます。))の内容も考慮し、本公開買付価格を720円から780円に変更し、また、本公開買付けにおける買付け等の期間を2024年8月19日まで延長し、合計40営業日とすることを決定いたしました(以下「本買付条件等変更」といいます。))。また、公開買付者は、本買付条件等変更後の本公開買付価格を最終的なものとし、今後、本公開買付価格を一切変更しないことを決定しております。

(中略)

その上で、対象者は、本特別委員会から提出された2022年12月20日付答申書及び2024年6月20日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討を行った結果、2024年6月20日においても、2022年12月21日時点における本公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断したことから、対象者は、2024年6月20日開催の対象者取締役会において、決議に参加した対象者取締役の全員の一致により、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

また、上記2022年12月21日及び2024年6月20日開催の対象者取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続により、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを企図していること、並びに対象者株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものとのことです。

その後、対象者は、公開買付者より、2024年7月26日、本買付条件等変更を行う旨の連絡を受けて、本買付条件等変更に関して慎重に協議及び検討を行い、同日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を改めて推奨することを決議したとのことです。

(後略)

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

(前略)

その上で、ENEOSホールディングスは2022年12月21日開催の取締役会において、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、本公開買付価格を720円とすることについて決議しました。その後、対象者は最新で2024年6月21日に対象者第100期有価証券報告書を提出しております。上記を踏まえても、公開買付者として、対象者の企業価値に重大な影響を与える事象はないと考え、本公開買付価格を変更せず本公開買付けを開始することといたしました。

(後略)

(訂正後)

(前略)

その上で、ENEOSホールディングスは2022年12月21日開催の取締役会において、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、本公開買付価格を720円とすることについて決議しました。その後、対象者は最新で2024年6月21日に対象者第100期有価証券報告書を提出しております。上記を踏まえても、公開買付者として、対象者の企業価値に重大な影響を与える事象はないと考え、本公開買付価格を変更せず本公開買付けを開始することといたしました。

その後、公開買付者は、2024年7月26日付で、本公開買付けの成立の確度を高めるため、対象者第1四半期決算短信の内容も考慮し、本公開買付価格を720円から780円に変更し、また、本公開買付けにおける買付け等の期間を2024年8月19日まで延長し、合計40営業日とすることを決定いたしました。また、公開買付者は、本買付条件等変更後の本公開買付価格を最終的なものとし、今後、本公開買付価格を一切変更しないことを決定しております。

(後略)

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(訂正前)

(前略)

以上より、対象者は、2024年6月20日においても、2022年12月21日時点における本公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断したことから、対象者は、2024年6月20日開催の対象者取締役会において、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

2022年12月21日開催の取締役会及び2024年6月20日開催の取締役会における各取締役会決議の詳細は、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(e) 対象者における利害関係を有しない取締役の承認」をご参照ください。

(訂正後)

(前略)

以上より、対象者は、2024年6月20日においても、2022年12月21日時点における本公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断したことから、対象者は、2024年6月20日開催の対象者取締役会において、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

その後、2024年7月26日、公開買付者が本買付条件等変更を行う方針としたことを受け、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、引き続き、2022年12月21日及び2024年6月20日において既に公表している意見、すなわち、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

2022年12月21日開催の取締役会、2024年6月20日開催の取締役会及び2024年7月26日開催の取締役会における各取締役会決議の詳細は、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(e) 対象者における利害関係を有しない取締役の承認」をご参照ください。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2024年6月21日(金曜日)から2024年8月2日(金曜日)まで(30営業日)
公告日	2024年6月21日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2024年6月21日(金曜日)から2024年8月19日(月曜日)まで(40営業日)
公告日	2024年6月21日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(2) 【買付け等の価格】

(訂正前)

株券	普通株式	1株につき金720円
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券 ()		
算定の基礎	<p>(前略)</p> <p>なお、本公開買付価格である1株当たり720円は、本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である2022年12月20日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値419円に対して71.84%、2022年12月20日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値430円に対して67.44%、2022年12月20日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値438円に対して64.38%、2022年12月20日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値451円に対して59.65%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。また、本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である2024年6月19日の終値794円に対して9.32%、本書提出日の前営業日である2024年6月20日の終値757円に対して4.89%のディスカウントをそれぞれ行った価格であります。</p>	
算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>(前略)</p> <p>これらの協議・交渉を経て、公開買付者は2022年12月21日開催の取締役会において、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、本公開買付価格を720円とすることについて決議しました。</p> <p>(中略)</p> <p>(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)</p> <p>(中略)</p> <p>(c) 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得</p> <p>(中略)</p> <p>()2024年6月20日付答申書の取得</p> <p>また、対象者は、公開買付者より、中国の競争法に基づくクリアランスの取得が完了し、国内外の競争法に基づく必要な手続及び対応が完了したことを受けて、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応を終えることを含む本公開買付前提条件がいずれも充足されることを前提に、本公開買付けを2024年6月21日より開始することを予定している旨の連絡を2024年6月12日に受けました。対象者は、本特別委員会に対して、2022年12月20日付答申書の意見の内容に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問することとしていたとのことです。</p> <p>本特別委員会は、下記a.に記載する検討等を重ねた結果、2024年6月20日、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下を内容とする2024年6月20日付答申書を提出したとのことです。</p> <p>(中略)</p> <p>すなわち、対象者の取締役会が、()本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決定すること、()本公開買付け後に本スクイズアウト手続を実施することを決定することは、対象者の少数株主にとって不利益ではないと判断するに至った。</p> <p>(中略)</p>	

	<p>(e) 対象者における利害関係を有しない取締役の承認 (中略)</p> <p>上記の2022年12月21日付及び2024年6月20日付の各対象者取締役会においては、対象者の取締役9名のうち、山田宏也氏、今井雅文氏、百野修氏及び堂岡芳隆氏を除く取締役5名が審議及び決議に出席し、出席した取締役の全員の一致により決議されているとのことです。なお、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、対象者の取締役のうち、公開買付者の常務執行役員を兼任している百野修氏並びに公開買付者の出身者である山田宏也氏、今井雅文氏及び堂岡芳隆氏は、対象者取締役会における本取引の検討に関する議題の審議には一切参加しておらず、対象者の立場において本取引の検討、本取引に係る公開買付者との協議・交渉にも一切参加していないとのことです(なお、対象者の取締役である前山博氏も公開買付者の出身者ではございますが、公開買付者に在籍していたのが7年以上前である事情に鑑みて、本取引の公正性に影響を与えないと判断されたことから、本取引の検討に関する議題の審議に参加しているとのことです。)</p> <p>(f) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置 (中略)</p> <p>また、公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間である20営業日より長い<u>30営業日</u>としております。 (後略)</p>
--	--

(訂正後)

株券	普通株式	1株につき金780円
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券 ()		
算定の基礎	<p>(前略)</p> <p>なお、本公開買付価格である1株当たり720円は、本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である2022年12月20日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値419円に対して71.84%、2022年12月20日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値430円に対して67.44%、2022年12月20日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値438円に対して64.38%、2022年12月20日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値451円に対して59.65%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。また、本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である2024年6月19日の終値794円に対して9.32%、本書提出日の前営業日である2024年6月20日の終値757円に対して4.89%のディスカウントをそれぞれ行った価格であります。</p> <p>一方、本買付条件等変更後の本公開買付価格である1株当たり780円は、本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である2022年12月20日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値419円に対して86.16%、2022年12月20日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値430円に対して81.40%、2022年12月20日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値438円に対して78.08%、2022年12月20日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値451円に対して72.95%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。また、本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である2024年6月19日の終値794円に対して1.76%のディスカウントを行った価格であり、本書提出日の前営業日である2024年6月20日の終値757円に対して3.04%のプレミアムを加えた価格であります。なお、本買付条件等変更後の本公開買付価格の決定に当たっては、2022年12月20日付の公開買付者算定書に加えて、改めて大和証券から算定書を取得することはありません。</p>	

算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>(前略)</p> <p>これらの協議・交渉を経て、公開買付者は2022年12月21日開催の取締役会において、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、本公開買付価格を720円とすることについて決議しました。</p> <p><u>その後、公開買付者は、2024年7月26日付で、本公開買付けの成立の確度を高めるため、対象者第1四半期決算短信の内容も考慮し、本公開買付価格を720円から780円に変更し、また、本公開買付けにおける買付け等の期間を2024年8月19日まで延長し、合計40営業日とすることを決定いたしました。また、公開買付者は、本買付条件等変更後の本公開買付価格を最終的なものとし、今後、本公開買付価格を一切変更しないことを決定しております。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)</p> <p>(中略)</p> <p>(c) 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得</p> <p>(中略)</p> <p>()2024年6月20日付答申書の取得</p> <p>また、対象者は、公開買付者より、中国の競争法に基づくクリアランスの取得が完了し、国内外の競争法に基づく必要な手続及び対応が完了したことを受けて、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応を終えることを含む本公開買付前提条件がいずれも充足されることを前提に、本公開買付けを2024年6月21日より開始することを予定している旨の連絡を2024年6月12日に受けたとのことです。対象者は、本特別委員会に対して、2022年12月20日付答申書の意見の内容に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問することとされていたとのことです。</p> <p>本特別委員会は、下記a.に記載する検討等を重ねた結果、2024年6月20日、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下を内容とする2024年6月20日付答申書を提出したとのことです。</p> <p>(中略)</p> <p>すなわち、対象者の取締役会が、()本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決定すること、()本公開買付け後に本スクイズアウト手続を実施することを決定することは、対象者の少数株主にとって不利益ではないと判断するに至った。</p> <p>()2024年7月26日付答申書の取得</p> <p><u>その後、本特別委員会は、対象者が、公開買付者より、本買付条件等変更を行う旨の意向を示されたことを受けて、2024年7月26日に本特別委員会を開催したとのことです。本特別委員会は、本買付条件等変更の内容を確認の上、慎重に検討をした結果、2024年7月26日、対象者取締役会に対して、委員全員の一致で、本買付条件等変更を前提としても、本取引が対象者の企業価値向上に資するものであるとの考えに変更はなく、本買付条件等変更後の本公開買付価格は対象者の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものである旨の答申書を提出したとのことです。</u></p> <p>(中略)</p>
-------	--

算定の経緯	<p>(e) 対象者における利害関係を有しない取締役の承認 (中略)</p> <p>上記の2022年12月21日付及び2024年6月20日付の各対象者取締役会においては、対象者の取締役9名のうち、山田宏也氏、今井雅文氏、百野修氏及び堂岡芳隆氏を除く取締役5名が審議及び決議に出席し、出席した取締役の全員の一致により決議されているとのことです。なお、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、対象者の取締役のうち、公開買付者の常務執行役員を兼任している百野修氏並びに公開買付者の出身者である山田宏也氏、今井雅文氏及び堂岡芳隆氏は、対象者取締役会における本取引の検討に関する議題の審議には一切参加しておらず、対象者の立場において本取引の検討、本取引に係る公開買付者との協議・交渉にも一切参加していないとのことです(なお、対象者の取締役である前山博氏も公開買付者の出身者ではございますが、公開買付者に在籍していたのが7年以上前である事情に鑑みて、本取引の公正性に影響を与えないと判断されたことから、本取引の検討に関する議題の審議に参加しているとのことです。)</p> <p>その後、対象者は、公開買付者より、本買付条件等変更の意向を受けて、本買付条件等変更を前提としても、本取引が対象者の企業価値向上に資するものであるとの考えに変更はなく、本買付条件等変更後の本公開買付価格は対象者の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2024年7月26日開催の対象者取締役会において、引き続き、2022年12月21日及び2024年6月20日において既に公表している意見、すなわち、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。</p> <p>2024年7月26日開催の対象者取締役会は、対象者の取締役9名のうち、山田宏也氏、久甫望氏、百野修氏及び堂岡芳隆氏を除く取締役5名が審議及び決議に出席し、出席した取締役の全員の一致により決議されているとのことです。なお、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、対象者の取締役のうち、公開買付者の常務執行役員を兼任している百野修氏並びに公開買付者の出身者である山田宏也氏、久甫望氏及び堂岡芳隆氏は、対象者取締役会における本取引の検討に関する議題の審議には一切参加しておらず、対象者の立場において本取引の検討、本取引に係る公開買付者との協議・交渉にも一切参加していないとのことです(対象者の取締役である今井雅文氏も公開買付者の出身者であり、2022年12月21日付及び2024年6月20日付の各取締役会を含む本取引に係る公開買付者との協議・交渉には参加していなかったとのことです。公開買付者に在籍していたのは3年以上前であり、本取引の公正性に特段影響を与えないと判断されることから、2024年7月26日付の対象者取締役会の審議及び決議に出席しているとのことです。)</p> <p>(f) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置 (中略)</p> <p>また、公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間である20営業日より長い40営業日としております。</p> <p>(後略)</p>
-------	--

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	28,108,739,520
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	150,000,000
その他(c)	4,400,000
合計(a) + (b) + (c)	28,263,139,520

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けの買付予定数(39,039,916株)に、1株当たりの本公開買付価格(720円)を乗じた金額です。

(後略)

(訂正後)

買付代金(円)(a)	30,451,134,480
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	150,000,000
その他(c)	5,600,000
合計(a) + (b) + (c)	30,606,734,480

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けの買付予定数(39,039,916株)に、1株当たりの本公開買付価格(780円)を乗じた金額です。

(後略)

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日以後に借入れを予定している資金】

□ 【金融機関以外】

(訂正前)

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
財務関係業務の受託	ENEOSファイナンス株式会社 (東京都千代田区大手町一丁目1番2号)	2006年4月3日付「極度貸付契約書」(その後の極度額の引き上げに係る変更念書を含みます。)(注1)に基づく買付け等に要する資金の借入れ(注2) 弁済期(未定):注3 金利(未定):注3 無担保	30,000,000
計(c)			30,000,000

(注1) 当該契約の契約当事者は新日鉱ファイナンス株式会社及び日鉱金属株式会社であるところ、()新日鉱ファイナンス株式会社については、2010年7月1日付でJ X日鉱日石ファイナンス株式会社に、2016年1月4日付でJ Xファイナンス株式会社に、2020年6月25日付でENEOSファイナンス株式会社に商号変更されており、()日鉱金属株式会社については、「3 買付け等の目的」の「(1)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2006年4月1日付で新・日鉱金属株式会社に、2010年4月1日付でJ X日鉱日石金属株式会社に、2016年1月1日付でJ X金属株式会社(公開買付者)に商号変更されております。

(注2) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、公開買付者の親会社であるENEOSホールディングスの完全子会社であるENEOSファイナンス株式会社から、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに、30,000,000,000円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2024年6月20日付で取得しております。当該融資にかかる前提条件は本書の添付書類である融資証明書に記載されております。なお、ENEOSファイナンス株式会社は、公開買付者の親会社かつ上場会社であるENEOSホールディングスの完全子会社であり、ENEOSグループのグループ会社間の資金融通を主な業務とするグループ金融子会社であることから、公開買付者は、ENEOSファイナンスは上記金額の融資を実行する十分な資金力を有していると判断しております。

(注3) 本書の添付書類である融資証明書をご参照下さい。

(訂正後)

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
財務関係業務の受託	ENEOSファイナンス株式会社 (東京都千代田区大手町一丁目1番2号)	2006年4月3日付「極度貸付契約書」(その後の極度額の引き上げに係る変更念書を含みます。)(注1)に基づく買付等に要する資金の借入れ(注2) 弁済期(未定):注3 金利(未定):注3 無担保	31,000,000
計(c)			31,000,000

- (注1) 当該契約の契約当事者は新日鉱ファイナンス株式会社及び日鉱金属株式会社であるところ、()新日鉱ファイナンス株式会社については、2010年7月1日付でJ X日鉱石ファイナンス株式会社に、2016年1月4日付でJ Xファイナンス株式会社に、2020年6月25日付でENEOSファイナンス株式会社に商号変更されており、()日鉱金属株式会社については、「3 買付等の目的」の「(1)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2006年4月1日付で新・日鉱金属株式会社に、2010年4月1日付でJ X日鉱石金属株式会社に、2016年1月1日付でJ X金属株式会社(公開買付者)に商号変更されております。
- (注2) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、公開買付者の親会社であるENEOSホールディングスの完全子会社であるENEOSファイナンス株式会社から、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに、31,000,000,000円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2024年7月25日付で取得しております。当該融資にかかる前提条件は本書の添付書類である融資証明書に記載されております。なお、ENEOSファイナンス株式会社は、公開買付者の親会社かつ上場会社であるENEOSホールディングスの完全子会社であり、ENEOSグループのグループ会社間の資金融通を主な業務とするグループ金融子会社であることから、公開買付者は、ENEOSファイナンスは上記金額の融資を実行する十分な資金力を有していると判断しております。
- (注3) 本書の添付書類である融資証明書をご参照下さい。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

(訂正前)

30,000,000千円((a) + (b) + (c) + (d))

(訂正後)

31,000,000千円((a) + (b) + (c) + (d))

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2024年8月9日(金曜日)

(訂正後)

2024年8月26日(月曜日)

第5 【対象者の状況】

6 【その他】

(訂正前)

(前略)

(6) 「(開示事項の経過) E N E O Sホールディングス株式会社の完全子会社(J X 金属株式会社)による当社株式に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」の公表

対象者は、2024年6月12日付で「(開示事項の経過) E N E O Sホールディングス株式会社の完全子会社(J X 金属株式会社)による当社株式に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」を公表しています。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

(訂正後)

(前略)

(6) 「(開示事項の経過) E N E O Sホールディングス株式会社の完全子会社(J X 金属株式会社)による当社株式に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」の公表

対象者は、2024年6月12日付で「(開示事項の経過) E N E O Sホールディングス株式会社の完全子会社(J X 金属株式会社)による当社株式に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」を公表しています。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

(7) 「2025年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、2024年7月26日付で「2025年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しています。以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

―― 損益の状況(連結)――

決算年月	連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2024年6月30日)
売上高	17,305百万円
営業利益	978百万円
経常利益	1,066百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	659百万円

―― 1株当たりの状況(連結)――

決算年月	連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2024年6月30日)
1株当たり四半期純利益	10.67円
1株当たり純資産額	846.47円

公開買付届出書の添付書類

(1) 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2024年7月26日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2024年6月21日付「公開買付開始公告」(2024年7月19日付で行いました「公開買付条件等の変更の公告」により訂正された事項を含みます。)の変更として本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。

なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく公告する予定です。

(2) 融資証明書

公開買付者が本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったことに伴い、公開買付者が取得した融資証明書に変更がありましたので、E N E O Sファイナンス株式会社による融資証明書を添付の融資証明書と差し替えます。